

山口商工会議所中小企業者等研修事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、山口商工会議所会員企業の中小企業者等が、高度技術に関する研修あるいは研究のため、中小企業大学校等の教育研修機関で受講に要する経費の一部を予算の範囲内において補助することにより、経営等技術力の強化を図り、経営基盤の確保と産業の振興に資することを目的とする。

(補助対象事業)

第2条 補助対象となる事業は、山口商工会議所会員企業の中小企業者等が、中小企業大学校及びその他会頭が適当と認める教育研修機関が実施する研修に参加する場合とする。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、山口商工会議所会員企業の中小企業者等で、引き続き1年以上同一事業を営む、中小企業基本法第2条に規定する中小企業者及びその後継者並びに従業員で、次の各号の条件に該当するものとする。

- (1) 研修に参加し、所定の課程を修了したもの
- (2) 研修により修得した高度な能力、知識を生かし、本市の産業振興に努める意欲を有するもの
- (3) 研修参加者は、原則として1課程について1企業2人以内とする

(補助金の額)

第4条 補助金の対象となる経費は、受講料、教材費、旅費その他会頭が必要と認めるものの半額とし、1企業5万円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助を受けようとする者は、研修の受講申込みの日から受講開始の日までに、補助金交付申請書（別記第1号様式）を会頭に提出しなければならない。

(交付決定)

第6条 会頭は、前条の交付申請書を受理したときはその内容を審査し、適当と認めるときは予算の範囲内において補助金の交付を決定する。

- 2 補助金交付指令書（別記第2号様式）により、金額及び交付条件を申請者に通知する。

(実績報告及び請求書)

第7条 補助事業者は、事業終了後速やかに、実績報告書(別記第3号様式)及び別途指定の請求書を会頭に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第8条 会頭は、前条による補助金の請求があったときは、所定の審査を行い、補助金を交付する。

(検査等)

第9条 会頭は、当該補助金に関して、事業主及び受講者に対し、必要な指示をし、報告を求め、又は検査することができる。

(交付決定の取消又は補助金の返還)

第10条 会頭は、補助事業者が次の各号の一に該当するときは、補助金交付の決定を取り消し、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) この要綱又は交付条件に違反したとき。
- (2) 虚偽の申請、報告又は不正の行為により、補助金の交付を受けたとき。
- (3) 第6条に定める交付決定の後、補助事業を中止又は廃止したとき。(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会頭が別に定める。

附則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。